

長岡市個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例に関するパブリックコメントの実施結果

1 概要

実施期間	令和6年11月1日(金)～令和6年11月29日(金)
閲覧方法	窓口(アオーレ長岡、各支所)及びホームページ
意見状況	提出者数 1名 提出意見 1件

2 寄せられた御意見と市の考え

No.	御意見・提案内容(趣旨)	市の対応
1	<p>長岡市パブリックコメント実施要綱の第3条2項に、パブリックコメントの対象としないものが規定されています。</p> <p>その(4)には、「法令等の制定又は改廃等に伴う場合で、実質的に裁量の余地がないと認められるもの」と書かれています。</p> <p>今回の意見募集は、上位法規(刑法)の改正に伴い、市の条例の必然的な改正を要するものです。市民の意見を反映させる余地はありません。</p> <p>上位法規と整合させるため、関連する市の条例を、漏れなく遅滞なく、速やかに改正することが必要です。</p>	<p>長岡市個人情報保護法施行条例、長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例及び長岡市情報公開・個人情報保護審議会条例の改正は実際に刑罰を科す条文の改正となります。</p> <p>刑罰とは、国家が有罪の判決を受けた人に対して、その人の自由、財産等を強制的に奪う制裁となります。このように個人の基本的な人権に対し制限を科す条文の改正は、通常の条文の改正よりも厳格な手続きが必要だと考えました。</p> <p>また、実際に刑罰を科す段階になったときに、パブリックコメントを行っていなかったことで刑罰を科すことができないという事態を発生させないように配慮いたしました。</p> <p>禁錮及び懲役を拘禁刑に改める刑法の改正の施行日は、令和7年6月1日となっているため、この施行日までに本市の条例、規則、要綱等について条文の改正を行ってまいります。</p>